

付録8 消費税率改定に係る結果を見る際の注意点

・消費者物価指数における消費税の扱い

消費者物価指数は、消費税分を含めた消費者が実際に支払う価格を用いて作成されている。

このため、2019年10月分以降の結果には、2019年10月の消費税率引上げの影響が含まれることとなる。

・非課税品目の扱い

消費税が非課税である消費者物価指数の品目[※]は以下のとおりである。

住居	……	家賃，火災・地震保険料
保健医療	……	補聴器，診療代，出産入院料
交通・通信	……	自動車免許手数料，自動車保険料（自賠責），自動車保険料（任意）
教育	……	中学校授業料（私立），高等学校授業料（公立），高等学校授業料（私立），大学授業料（国立）， 大学授業料（私立），短期大学授業料（私立），幼稚園保育料（公立），幼稚園保育料（私立）， 専修学校授業料（私立），教科書
諸雑費	……	傷害保険料，保育所保育料，介護料，行政証明書手数料，パスポート取得料

・経過措置の扱い

一部の商品・サービスでは経過措置として引上げ前の税率が適用される。この経過措置の対象となる商品・サービスについては、それぞれの経過措置が反映されるよう消費者物価指数を作成する。

経過措置の対象となる消費者物価指数の主な品目及び取扱いは以下のとおりである。

[2019年10月の指数は旧税率を適用し、11月から新税率を適用する品目]

光熱・水道	……	電気代，都市ガス代，プロパンガス
交通・通信	……	通信料（固定電話），通信料（携帯電話）（一部の通信事業者を除く）

[改正条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率を適用する主な品目]

光熱・水道	……	水道料，下水道料
-------	----	----------

・軽減税率の扱い

軽減税率の対象となる品目については、軽減税率に基づく価格を採用し、消費者物価指数を作成する。

なお、外食の中でも、軽減税率制度の対象となる品目や、テイクアウトの利用割合が高い品目については、軽減税率に基づく価格を採用する。

食料	……	酒類，外食を除く全品目，（ただし，外食のうち，ピザパイ（配達），フライドチキン（外食）， ドーナツ（外食），学校給食（小学校）及び学校給食（中学校）は軽減税率の対象）
保健医療	……	健康保持用摂取品A，健康保持用摂取品B
教養娯楽	……	新聞代（地方・ブロック紙），新聞代（全国紙）

※ 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に定められる非課税取引に該当するとみられる品目。

なお、このほかにも、消費税法第4条により課税対象外となったもの、消費税法第9条により調査対象の一部が小規模事業者（課税売上高1000万円以下）の納税義務免除に該当したものなどもみられる。